

第1回 日本水機工株式会社・協力業者合同安全協議会



- 1, 開会
- 2, 社長挨拶
- 3, 協力会会長挨拶
- 4, 業務に取り組むため、作業者の基本的な心得
- 5, 5つの自問（安全）
- 6, 重要徹底事項 指差呼称
- 7, 交通安全規定
- 8, 質疑応答
- 9, 閉会

令和2年3月28日

日本水機工株式会社は、社名より人命を大切に考え、安全を優先する企業として業務に取り組むため、作業者の基本的な心得 16 ヶ条を以下の通り定めます。

- 1, 現場ごとに、ルールがあるので必ず守る事
- 2, 現場の朝礼には必ず出席する事
- 3, 朝礼時、リスクアセスメントを活用した作業手順を確認し、KYミーティングを行う
- 4, 現場に行ったら、必ず挨拶しましょう
- 5, 現場では他作業者にも、こちらから挨拶をし、雰囲気良くする
- 6, 作業に適した服装をして安全帯のする範囲を確認する事
- 7, 健康管理は自分で行う（調子の悪い時は休む様にしましょう）
- 8, 工具は安全カバーを完全にして、正しい使用をする
- 9, 安全は自分自身で守る事（うっかりミス、マンネリ化、を無くす）
- 10, 喫煙は、決められた場所で吸いましょう（モラルを守る）
- 11, 工具に不良製品があったら、にすぐ報告する
- 12, 施工後、毎日の作業終了後の片付け清掃をやりましょう
- 13, 発生した残材処理を行い指定の分別集積所まで早めに搬出しましょう
- 14, 事故、クレーム、等があった場合は、すぐに報告する
- 15, トラブルでこちらから喧嘩したら負けになります
- 16, 前後の工程を常に考えた、工事のプロになりましょう

5つの自問（安全）

- 1, ルールを守らず、作業を優先していませんか？
- 2, 確認せず、思い込みで作業をしていませんか？
- 3, 「見つからなければ大丈夫」と思っていませんか？
- 4, 重大な事故につながらないと思っていませんか？
- 5, ルールを守っていない人に、注意していますか？

重要徹底事項 指差呼称

チェック項目

作業前

作業中

作業後

交通安全規程

第1条（目的）

この規程は、社有車を運転する場合の遵守すべき事項等を定め、従業員の交通事故の防止を図ることを目的とする。

第2条（適用範囲）

本規程は、社有車を運転するすべての従業員（以下、「運転者」という。）に適用する。

第3条（安全運転の徹底）

自動車を運転するときは常に法令を遵守し、人命尊重と互譲の精神に徹し、安全運転を旨としなければならない。

第4条（運転者の心得）

運転者は、次の事項を遵守しなければならない。

- ①常に交通法規および運転マナーをよく守って安全運転を行うこと。
- ②運転中はシートベルトを着用すること。
- ③業務に関係のない者を同乗させないこと。
- ④社有車は業務上の使用に限るものとし、私用で使用しないこと。
- ⑤運転中は携帯電話を掛けないこと。やむを得ず掛けるときは、安全な場所に停車させてから掛けること。
- ⑥運転中はカーナビゲーションやスマートフォンなどの操作をしないこと。
- ⑦事故、違反、故障、車両損傷を生じたときは、直ちに上長および総務部へ報告すること。

第5条（運転の禁止）

運転者は、次のいずれかに該当するときは絶対に運転してはならない。

- ①酒を飲んだとき。
- ②心身が著しく疲労しているとき。
- ③社有車が整備不良である、または調整が不完全であるとき。
- ④その他正常な運転ができる状態にないとき。

第6条（点検）

運転を開始するときおよび終了したときは、確実に点検を行わなければならない。

2 点検の結果、異常または不具合に気付いたときは、直ちに総務部に報告しなければならない。

第7条（事故発生時の措置）

交通事故が発生した場合には、運転者は次のような措置をとらなければならない。

- ①負傷者のある場合は、他の損害に優先して負傷者の救護にあたり、応急手当や病院に運ぶ等の措置をとること。
 - ②軽微な事故といえども必ず上長および総務部に連絡し、指示を受けること。また所轄警察署に連絡すること。
 - ③事故の目撃者がある場合は、その住所、氏名、連絡先等を記録しておくこと。
 - ④事故の相手方の住所、氏名、勤務先、電話番号等を記録しておくこと。
- 2 運転者は、事故現場において独断で相手方と示談交渉をしてはならない。

第8条（運転記録証明書の提出）

会社が運転の違反履歴等を確認するため、運転者は自動車安全運転センターで運転記録証明書（過去1年分）を取得し、毎年6月末日までに上長を通じて総務部へ提出しなければならない。提出しない場合は、社有車の使用を禁止することがある。

第9条（懲戒および求償権）

運転者が本規則に違反した場合は、就業規則に基づき懲戒処分を科すことがある。

- 2 運転者が事故を起こし、そのために会社が損害を受けたときは、会社はその損害について本人に賠償を請求することがある。
- 3 車両を所定の場所に保管せず、違法に放置したり、また施錠しなかったことにより盗難または損傷を受けたときは、会社はその損害について本人に賠償を請求することがある。

第10条（法令違反の罰則、科料）

交通事故や交通違反による罰金、科料、反則金については、いかなる事由があろうと一切運転者の負担とする。

付 則 この規則は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

日本水機工株式会社
代表取締役 綾城 光男

株式会社ケーアイ工業
代表取締役 伊神 公一